

新しい「地区まちづくり支援制度」がスタートしました!

こんにちは！岡マチコです。
以前発行した「まちづくりのいろは」でまちのルールについて紹介させてもらいました。
今回は、リニューアルされた「地区まちづくり支援制度」についてご紹介します。



こんなチラシを
もらったけど、どんな
内容かしら？
教えて！
マチコちゃん



・支援の対象が拡大！
・少人数から登録できる！



市では、住みよいまちづくりをめざすために、市民が主体となって取り組むまちづくりを支援する制度があります！
令和4年4月から、より幅広い地区まちづくり活動を支援する新たな制度がスタートしたよ。

地区まちづくりとは

地区住民が、自らの土地、建物等の利用の改善
その他の地区環境を整備すること

地区住民とは

自ら定める一定の地区において、居住する者又は事業を営む者及び土地、建物等を所有する者



市は、こんな地区まちづくり活動を支援しているよ。

NEW!

まちの将来像を描いた まちづくり構想をつくる活動

まちの景観を統一して
にぎわいをつくり
だしていきたい

歩行者に
やさしい
まちにしたい

災害に強い
まちにしたい



NEW!

身近な環境をよくする活動 (ハード整備等)

空き家を改修して、
地域交流の場づくりをしたい

地区的シンボルとなる
モニュメントや花壇を
設置したい

みんなが
ひとやすみできる
ベンチなど
休憩スペースを
設置したい



NEW!

今の中みなみを守り育てるため 地区まちづくりに関する まちのルールをつくる活動

敷地分割を
防ぎたい

建物の色彩を
そろえたい



- 法に基づくルール等(地区計画、都市景観形成推進地区等)
- 地区まちづくりに関する自主的な取決め(地区まちづくりルール登録制度)

まずは市に、どんな活動をしてみたいのか、相談して
みるといいよ。
地区まちづくりについての講座を受けることもできるよ。

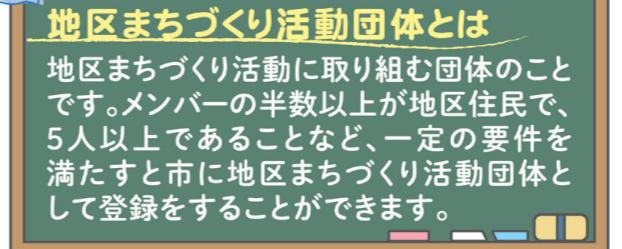
何から始めるのがいいかな？



出前講座：市職員が、支援制度や市内の事例について説明
まちづくり講座：専門家が、まちづくりに関する情報や市外の事例を紹介

活動の方向性が決まったら、地区まちづくり活動団体への登録からスタート！
登録することで地区まちづくり支援制度が利用できるよ。

地区まちづくり活動団体？



地区まちづくり活動団体とは

地区まちづくり活動に取り組む団体のこと
です。メンバーの半数以上が地区住民で、
5人以上であることなど、一定の要件を
満たすと市に地区まちづくり活動団体として登録することができます。



地区まちづくり活動団体は、活動内容を
公開して、自由に参加できる開けた組織で、
地域の人やまちづくりに関わる人と協力
して地区まちづくりを進めていくよ。

地域の人たちと同じ思いをもって
進めていくことが大事なんだね。

どんな支援を受けることができるの？



お手伝いします！

専門家の派遣

アドバイザー派遣 単発

議論が進む中での問題や疑問などについて助言
するまちづくり専門家を市が派遣

コンサルタント派遣 継続

継続して技術的な支援が必要な場合に、まちづくり専門家を市が派遣

活動費の助成

活動費助成

地区まちづくり活動に必要な経費の一部^{※1}を助成

※1 勉強会等の会場使用料や印刷費、郵送費など(領収書要)
[食糧費(お茶・茶菓子代など)は不可]



クラウドファンディング活用支援助成

地区まちづくり活動を推進するための経費(主に工事費)をクラウドファンディングにより調達する場合の手数料の一部^{※2}を助成

※2 手数料の1/2(上限10万円)

地区まちづくり ルール登録制度

一度、都市
計画課に
相談してみ
ようかしら。



ご近所さんや
自治会長さん
と相談してみよ
うかな。

暮ら人の小さな気
づきが形になれば、
もっと暮らしやすい
まちになるね。

地区まちづくり
支援制度
(市ホームページ)



お問い合わせ

豊中市 都市計画推進部 都市計画課 地区まちづくり係 TEL: 06-6858-2197